

# 教育委員會法への理解と關心

——幼稚園教育の振興のためにも——

記  
者

教育は全面に互つて革新せられたが、その中でも最も根本的な變革は、教育委員會制度である。教育行政上の制度であるが、教育民主化の實施の基礎として、教育の本質的實現の上にも意義は、深く又廣い。形の上では、中央集權的劃一行政を廢して、地方の實情に即した教育行政を行うという、所謂地方分權の民主的原則に従えるものであるが、質的に、教育行政を一般地方行政から分離獨立せしめたこと、その行政機關たる委員會の委員が、一般公選によつて選ばれるといふことは單なる教育民主化というよりも、教育の民主的本質の確立といつていゝものである。

従來の教育の在り方に對して、まことに劃期的のものであつて、教育は國がすること、國によつて教育されるものとのみ長く考えて來た舊慣のもち主にとつては、容易に呑み込み

難い位の變化であるかも知れない。しかし、すべての國民、殊に教育者の充分理解をもたなければならぬことである。われらとしては、幼稚園の振興に關係しての周密な關心を要することも勿論である。

## 一、教育委員會の目的及び所管權限

新教育のすべての基礎になる「教育基本法」第十條（教育行政）の條に「教育は、不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない」とあり、教育委員會法も、この新教育行政の原則に基いて立法せられた。すなわち、教育委員會法第一條には、

(第一條) この法律は、教育が不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきであるという自覺のもとに、公正な民意により、地方の實情に即した教育行政を行うために教育委員會を設け、教育本來の目的を達成することを目的とする。

と明記せられてゐる。これを具體的に、端的にいへば、これからの教育は、文部省や都道府縣廳といつた監督官廳の手を離れて、すべて國民の手にまかされることになつたのである。その機關としての、教育委員會である。

教育委員會は、都道府縣及び市(特別區、即ち現在の東京都の區を含む)町村に之れを設置し、(第三條)都道府縣に設置する教育委員會を「都道府縣委員會」といひ、市、町村に設置する教育委員會を「地方委員會」といふことになつてゐる。そうして、その所管權限としては、

(第四條) 教育委員會は、從來都道府縣若しくは都道府縣知事又は市町村若しくは市町村長(特別區の區長を含む)の權限に屬する教育、學術及び文化に關する事務、並びに將來法律又は政令により當該地方公共團體及び教育委員會の權限に屬すべき教育事務を管理し、及び執行する。

ことになつて居り、都道府縣委員會は、都道府縣の設置する學校(當然幼稚園を含む)その他の教育機關を、地方委員會は、當該地方公共團體の設置する學校(當然幼稚園を含む)その他の教育機關をそれぞれ所管するのである。この他、教

育委員會の所管職務を大きくわけると、學校管理、教育計畫、人事、豫算の四つに大別される。その重要さは實に無限を除いては、教育委員會の所管に屬せず、私立學校については別の教育法が制定せられることになつてゐる)

## 一、教育委員會の事務、職務

教育委員會は委員のうちから委員長及副委員長、各一人を選挙し、各任期は一年(再選されることが出来る)とし、委員長は教育委員會の會議を主宰する。教育委員會の會議は委員長の招集によつて開かれ、定例會は毎月一回これを招集しなければならぬ。(委員二人以上の者から書面で會議に付議すべき事件を示して臨時議會の招集の請求があるときは、委員長はこれを招集しなければならぬ)會議はこれを公開する。

教育委員會には教育長を置く。教育長は教育職員免許狀を有する者のうちから、教育委員會が任命する。その任期は四年とし、再任することができる。教育長は、教育委員會の指揮監督を受け、教育委員會の處理するすべての教育事務をつかさどる。

教育委員會の職務權限に關する事項に關する事務を處理させるため、教育委員會に事務局を置く。

教育委員會の行う事務中、主なものを選べれば左の如くである。

- 一、學校その他教育機關の設置及び廢止に關すること
- 一、學校その他の教育機關の運営及管理に關すること
- 一、教科内容及びその取扱に關すること
- 一、教科圖書の採擇に關すること
- 一、別に教育公務員の任免等に關して規定する法律の規定に基き、校長及び教員の任免その他の人事に關すること
- 一、教育委員會及び學校その他の教育機關の職員に關すること
- 一、教員その他教育關係職員の勞働組合に關すること
- 一、學校その他の教育機關の敷地の設定及び變更に關すること
- 一、社會教育に關すること
- 一、校長、教員その他教員職員の研修に關すること

(その他)

### 三、教育委員會の委員及選舉

教育委員會を組織する委員の數は、都道府縣委員會は七人、地方委員會は五人である。委員中の一人は、當該地方公共團體の議會の議員のうちから、その議會の選舉によつて送られるが、その他の六人及び四人の委員は、日本國民たる都道府縣又は市町村の住民によつて公選せられるのである。委員の任期は、公選による委員は四年として、二年ごとにその半數を改選する。議會において選舉する委員は議員の任期中とする。

さて、最も重要な問題は、委員の選舉であるが、そのために左の諸點が定められている。

第九條 都道府縣又は市町村の議會の議員の選舉權又は被選舉權を有する者は、都道府縣委員會又は地方委員會の委員の選舉權又は被選舉權を有する。

第十條 國會の議員、地方公共團體の議會の議員（委員のうち一人として議會から送られた者を除く）國家公務員及び地方公共團體の有給の職員は、教育委員會の委員を兼ねることができない。

都道府縣委員會の委員と、地方委員會の委員とは、これを兼ねることができない。

第十一條 通常選舉は、二年ごとに、選舉による委員の定數の半數についてこれを行う。

第十二條 委員の選舉においては、選舉區を設けなす。

第十三條 委員の選舉に關する事務は、當該地方公共團體の選舉管理委員會がこれを管理する。

第十四條 都道府縣委員會の委員の選舉と、地方委員會の委員の選舉とは、これを同時に行うことができる。

第十五條 委員の選舉は、市町村の議會の議員の選舉に關する選舉人名簿により、これを行う。

第十六條 委員の候補者は、選舉人の推薦によるものでなければならぬ。

前項の推薦は、選舉人が本人の承諾を得た、六十人以上の連署をもつて、その代表者から選舉長に届け出なければならぬ。

ればならない。

第十七條 委員の被選舉權を有する者は、同時に二つの教育委員會の委員の候補者となることが出来ない。

第十八條 委員の候補者の届出には、供託金を要しない。

(中略)

第三十一條 地方公共團體は、當該教育委員會の委員に對し、報酬を支給しなければならぬ。但し給料を支給しない。

以上によつてみても、教育委員の委員の選舉に、如何に民主的理想が實現し得るようになつてゐるか分るが、こうした規定が如何に守られても、候補者その人の選定を誤つては如何んとすることもできない失態を生む。これこそ大に注意され、われらによつて充分監視されなければならぬ點である。教育の専門家である必要はなく、教育界のくろろとでなくてよいとされているが、その良識と公正とにおいて社會的信賴に位する人でなければならぬ。殊に、教育委員會は前掲の通り極めて廣汎な職務権限をもつものであるから、教育に對しても、學校教育に偏して、他の廣い教育計畫に識見がないとか、殊に、學校の或る種類にのみ狭く偏つた關心しかもたぬとかいふことではならぬ。わけても、誰々が委員であつた間、特定の教育が全く忘れられていたといふようなことがあつたら、委員會としての教育的本務と缺くものである。況んや、教育そのものの純な關心をもたず、教育委員會を他の目的に利用せんとするようなことがあり得るかも知れない。

し、有害危険測るべからざるものがあろう。何んの公選の場合においても、そうだが、教育に關することにおいて一層注意されなければならぬ。

若し、萬一委員選定に誤つた結果があらわれたよう時は地方自治法に定める普通地方公共團體の議會の議員の解職の請求の例によつて、委員の選舉權を有する者が、委員の解職の請求をすることが、法文(第二十九條)に明示してある。望ましからぬことではあるが、こうした所謂リコール制によつても、教育委員會の「人」は、嚴重に正しうされなければならぬことを意味しているものである。

ところで、全國に互つてすべての市町村まで教育委員會を一切に設置することは無理なので、本年十月五日に選舉が行われて十一月一日に發足するのは、最初の教育委員會は、都道府縣と大阪、京都、神戸、横浜、名古屋の五大都市で、併せて五十一である。

X  
X  
X  
X

X  
X

X